

---

令和2年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

令和2年3月24日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和2年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第20号 周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について(討論・採決)
- 日程第11 議案第21号 周防大島町印鑑条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第24号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第25号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部

改正について（討論・採決）

- 日程第16 議案第26号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第27号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第28号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第29号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第31号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第22 議案第32号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第23 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第24 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について（討論・採決）
- 日程第25 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第29 議案第42号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）（質疑・討論・採決）
- 日程第30 議案第43号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第44号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第2 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第20号 周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について（討論・採決）
- 日程第11 議案第21号 周防大島町印鑑条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第22号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第23号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について（討論・採決）
- 日程第14 議案第24号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第15 議案第25号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第26号 周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第27号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第28号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第29号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）

- 日程第20 議案第30号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第31号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第22 議案第32号 周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第23 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第24 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について（討論・採決）
- 日程第25 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第29 議案第42号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）（質疑・討論・採決）
- 日程第30 議案第43号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第44号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

---

欠席議員（1名）

11番 中本 博明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君                      議事課長 大川 博君  
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	西本 克也君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	中村 満男君
産業建設部長	林 輝昭君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	豊永 充君	久賀総合支所長	藤井 正治君
大島総合支所長	山本 勲君	東和総合支所長	大川 渉君
橘総合支所長	中村 光宏君		
会計管理者兼会計課長			大下 崇生君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	重富 孝雄君

午前9時35分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。先日の本会議に続きお疲れさまでございます。これから本日の会議を開きます。

中本議員から欠席、新山議員から遅刻の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算から日程第9、議案第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

3月5日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、9議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分、議案第6号の付託議案2件について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、2件とも可決するべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算について、税務課関係では、委員から、固定資産税関係で建築数よりも建物の滅失数が上回っているにもかかわらず税収が増えていることについて説明いただきたいとの質問に対し、家屋の滅失は新築を上回る件数であり、課税対象件数、納税義務者自体も減少しているが、新築家屋は評価額が高く、滅失する家屋の評価額は既に低くなっていることから新築家屋1軒分の評価額のほうが滅失家屋の数件分よりも上回るためであるとの答弁でありました。

次に、総務課関係では、委員から、特定空家判定調査とは外観上を見て判定し、判定の結果をどのように反映していくのかとの質問に対し、調査は特定空家かどうかを判断するもので、行政代執行を行うための前段の調査となるとの答弁でありました。

続けて委員から、代執行ということになると持ち主に代わって危険家屋を全て片付けることまでできるのか。台風などで崩れかかっている家は町民の通報によってこの事業を行うことができるのか、そのあたりの対応はどうなっているのかという質問に対して、個人の財産であるので個

人で解決していただくのが基本。次の段階は自治会等からの情報提供を受け、総合支所から相手方にお願いや指導などを行っている。町内には空家が多くあり、傾いているからすぐに行政代執行を行うことにはならないとの答弁でありました。

続けて委員から、老朽空家が倒れてくるのではないかと、長い間、空家になっているが、その家の関係者は近くにいないと不安を抱えている。そういう場合の連絡は、どうすればよいかとの質問に対して、特定空家に関する制度の届け出は、地元自治会長に相談していただき、自治会長から空き家の状況を総合支所に届け出てもらいたい。その後、空家所有者を調査し、所有者等に空家の状況を総合支所から通知し、連絡があれば具体的な指導を行い、連絡がない場合は指導という形で特定空家に指定するという通告を行う。それでも何のアクションもなければ調査に入り、結果的に特定空家に認定されれば行政代執行ができるようになるとの答弁でありました。

次に、委員から、新しい消防ポンプは軽い古い消防ポンプは重く、団員にかなり負担がある。町全体で新旧のポンプの比率はどれくらいかとの質問に対し、割合では出せないが、分団に配備している可搬ポンプについては耐用年数20年として台帳管理をしているので、その都度更新をしているとの答弁でありました。

次に、政策企画課関係では、委員から、ロボット事業RPA導入事業について、どのような業務に導入するのか決まっているのかという質問に対し、戸籍等の交付件数の集計業務や人事異動に伴うシステム操作権限の変更処理などの業務の自動化想定をしており、試行的な取り組みも兼ねているとの答弁でした。

続けて委員から、次年度から予算化していく予定なのかとの質問に対し、令和2年度から導入を進めて、情報取得や入力作業などの定型的な作業部分について、徐々にRPAによる自動化により業務の効率化を進めていくことを想定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、新規事業の大学等連携地域活性化事業とは、どういう内容の事業なのかとの質問に対し、大学との連携により学生のフィールドワーク活動などの定期的な交流で地域の活性化につながるし、周防大島町が研究対象となることで、地域課題の解決や知名度の向上なども期待できる事業であるとの答弁でありました。

別の委員から、小松開作地区の若者定住促進住宅について、このたびの入居者募集に際しては町外からの応募もできることになっていた。移住・定住の要素が高いので、政策企画課の積極的な関わりが必要ではないかとの質問に対しては、若者定住環境の整備に関する事業化の検討などは、政策企画課が所管するところであるが、事業の実施については、住宅の維持・管理を効率よく運用することができる生活衛生課によって行っている。今後の事業化においても連携に努めるとともに、移住・定住の促進を図るとの答弁がありました。

次に財政課関係では、委員から、普通交付税における新たな算定項目の地域社会再生事業費は

本町に1億円程度ということであるが、人口の減少への対策で歳出を考えているのかとの質問に対し、普通交付税は一般財源の取り扱いであり、基準財政需要額の算定基礎であることから特に決まっていないとの答弁がありました。

次に、教育委員会総務課関係では、委員から、留学先がカウアイ島に変更になることで募集人員と引率は誰になるのか。また、日程や費用はどのくらいかかるのかという質問に対して、3月の広報に事前告知するが、本町の募集人数は6人の予定である。その理由は、カウアイ・コミュニティカレッジとの調整の中で参加人員は6名以上20名以下となっており、共同実施の和木町と阿武町の参加人数がなかった場合でも、本町単独で対応できるよう人数設定をしたものである。語学研修は、山口大学国際総合科学部の学生がセブ島へ行くことから始まった経緯があるため、これまでの研修には山口大学の先生に引率していただいております、来年度も引き続き協力をいただけることとなった。また、現地での対応に配慮し、国際交流支援員に依頼して引率者は都合2名としている。

また費用については、渡航費、宿泊費、カウアイ・コミュニティカレッジへの支払経費等の総額が1人当たり50万円の見込み。日程は8月3日から16日の予定だが、この期間は航空運賃が高額となるので、複数社から見積りを徴取し、一番安価な単価で計算している。

参加者の負担額は1人当たり20万円とし、残額の30万円は町が負担する予定である。また、引率者に係る経費は全額町の負担となるので50万円の2人分は予算に含まれており、その他、安全対策として常時引率者に連絡がとれるようレンタルのモバイルWi-Fiを準備する経費や福岡空港までの送迎経費も含まれているとの答弁がありました。

別の委員からは、カウアイ島の交流は周防大島町の特色ある教育のキーワードだと思う。今後持続して他の高校や大学と連携して進めていただきたいと考えているかどうかとの質問に対しては、周防大島高校をはじめ、近隣の学校にも文書を送り、周知の依頼をする予定。周防大島高校から1人でも多くの参加者が出れば望ましいと考えているとの答弁がありました。

次に、学校教育課関係では、委員から、災害対策寄附金を充てた各小中学校15万円の学校図書購入について、統合を控えて、今後どのように活用していこうと考えているのかとの質問に対し、各校長の判断により図書内容の充実等にも配慮して活用してもらおう。なお、統合を控えた学校については、図書購入に重なり等がないよう調整をしてもらう予定であるとの答弁でありました。

続いて委員から、平成27年度、28年度のタブレット配置の状況について実態はどうなっているのかとの質問に対して、タブレット購入時点での各学校の最大学級の児童生徒数で配置しており、総計240台程度。今後、GIGAスクール構想で児童生徒1人1台のタブレット端末の配置を段階的に整備していくとの説明でありました。

別の委員から、GIGAスクール構想に関して、今後どのように活用していこうとしているのかとの質問に対し、タブレット端末等については、これまでも資料収集やコミュニケーションツールとしての活用等、先進的に取り組んでいる。今後、1人1台の環境が整えば、個人の学習記録の累積やスキルの向上等にも期待できる。家庭での活用等については、今後検討していきたいとの答弁でありました。

続けて委員から、デジタル教科書の整備について、どのように考えているのかとの質問に対しては、教材会社等で整備がされている状況であり、本町においても準拠教材として導入している学校もある。町教委としても情報提供をしていきたいとの答弁でありました。

次に、社会教育課関係では、委員から、周防大島町農業者健康管理センターのバスケットコートライン改修、床面改修について、昨年バレーボール中にアキレス腱を断裂した事故が2回あった。因果関係は不明だが、床ワックス等がかけられていなかったと聞く。適正な管理運営というところでどう考えているのかとの質問に対して、ワックス塗布は定期的に予定しているが、塗布後は滑りやすいこともある。今年度は必要な状況となっていないことから実施を延ばしていた。今後は一律でなく、状況を確認しながら適切に時期を見極めて実施するとの答弁でありました。

続けて委員から、体育協会の関係で大規模スポーツ大会が直営事業になることで、スポーツ振興班の事務は軽減されるのかということに関して、実行団体の資金管理の部分で金融機関に出向いて出金し、支払い事務を行うことや現金出納関係の会計簿などの作成については事務軽減になるとの答弁がありました。

なお、各総合支所、契約監理課、会計課、議事課、監査課に対しては、特に質問はありませんでした。

次に、議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算についても、特に質問はありませんでした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長長、お疲れでございました。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） 続きまして、おはようございます。それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月の9日委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。審査に当たりまして、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号本委員会所管部分から議案第4号まで並びに議案第9号につきましては、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第1号一般会計予算でございますが、福祉課の関係では、委員から、生活保護の扶助費は国の予算では180億円と減っているが、本町の影響はあるのかとの質問に対し、国全体の基準額としては下がってはいるが、本町は最も低い基準であり、都市部ほど下がっておらず、逆に上がっている世帯もある。本町における扶助費総額の減少は、被保護世帯員の減少によるものであるとの答弁でありました。

また、生活保護世帯の人数及び対象者の調査は行っているのかとの質問に対して、新年度は128世帯、147名を見込んでおります。ケースワーカーが収入申告書で収入の調査を行っているとの答弁がありました。

続きまして、心臓の手術などは更生医療事業に該当するのかとの質問に対し、医師の診断書をもとに、人工透析や心臓手術等の医療費の補助を行うことになるとの答弁でありました。

続きまして、健康増進課の関係について主なものを申し上げます。

委員から、救急安心センター事業の実績と周知の方法を尋ねるとの質問に対し、令和元年度7月1日の事業開始から12月末までの間、月平均4件、年代別では80歳代の方や40歳から50歳代の働き盛りの方々が多く、救急車要請の助言となるケースは高齢者が多い傾向にある。

なお、周知に関しては、昨年の7月の普及啓発のチラシ全戸配布に続き、令和2年度では冷蔵庫貼付用マグネットシートの配布を予定しておるとの答弁でございました。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

健康増進課の関係では、委員から、総務一般管理費のシステム改修はどうかという質問に対して、顔認証システム導入経費に係る国庫補助金が交付されるようであるが、この改修に含まれているのかとの質問に対し、令和3年3月から、医療機関等においてマイナンバーカード、または被保険者証を提示することにより、被保険者資格の有無を確認するオンライン資格の確認が導入される。令和元年度に引き続き、採番・管理等を行うために必要な改修を行うものであり、顔認証システムの導入を含むものではないとの答弁でありました。

また、保険給付費等の交付金の特別交付金の予算については、法定外繰入をやめた市町村に対しては点数を加点して交付金を増額し、逆の場合には減算するというものが反映されているのか

との質問に対しまして、保険者の努力を判断する評価指数を踏まえ、国が交付する保険者努力支援制度交付金において、令和2年度から、法定外繰入の有無や赤字解消計画の策定・解消状況等に応じた、加算・減算、双方向の評価指標が導入される予定となった。本町では、問題となる法定外繰入額はないため加算されるものと推測する。当該交付金は県が示す額を予算計上することとされており、詳細は定かではないとの答弁でありました。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、こちらにつきましては特に質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

福祉課の関係では、委員からの成年後見制度利用支援事業とは、どのような事業かとの質問に対し、身寄りがない場合に町が申し立てを行うなど、低所得者等、後見人への報酬が支払えない方への支援であるとの答弁でした。

次に、介護保険課の関係について主なものを申し上げます。

委員から、認知症カフェの利用状況と予算を増額した理由は何かとの質問に対して、現在、町内3カ所のうち2カ所に補助を出しておりますが、それぞれ10人程度が利用している。令和2年度では、新たに2カ所の設置を目指しているため、増額計上となったとの答弁でした。

続きまして、介護予防ケアマネジメント事業とはどういうものかとの質問に対して、総合サービスのサービスを利用するために、本人との面接、サービスの調整、ケアプランの作成、サービスの利用後に給付管理を行うといった一連の流れをいうとの答弁でした。

また、施設入所に関しまして、家族等による介護がある場合とない場合とで入所の順番に違いがあるのか。それは、介護認定区分にも関係するのかなどの質問に対して、介護認定は、認定調査と主治医の意見書により、対象者にどのくらいの介護量が必要かを数値化していくものであり、介護力を問うものではない。入所順は、施設ごとに認定区分や介護の状況を点数化し決定しているとの答弁がありました。

次に、議案第9号病院事業特別会計予算についてですが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から新年度予算の編成について発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

本町の医療・介護の安全・安心を確保するために、令和2年度予算（案）では、周防大島町病院事業局再編計画に沿って編成を行いました。令和5年までの第1期の改革として、その後の第2期改革は、第1期の状況を検証しながら、さらに厳しい改革を行います。

また、病床削減計画は、柳井医療圏地域医療構想調整会議で承認され、今年1月31日、全国3県5区域の一つとして、厚生労働省の重点支援区域に指定をされましたので、データ分析などの技術的支援や財政的支援が受けられ、全国的にも注目されるものと思っております。

予算編成に際して、支出の抑制について申し上げますと、前年度と比べ、総額で約2億

9,000万円の削減となりました。職員数に関しては、法定人員を下回らないこと、余剰人員の他施設への異動、自己都合退職者の補充抑制を行い、病院事業局全体の常勤職員は374人から344人へと30人の削減となり、これまでの膨らみ続けてきた給与費を約1億3,800万円減額計上することができました。

一方、この2年間で常勤医師は5人減り、令和2年4月からは20人となります。これは給与費の削減にはなりますが、それ以上に収入の大幅な減少へと直結するものでもあります。医師の不足は、過去3回の医師臨床研修制度の変遷が影響していると考えられます。若い医師が地域の病院に勤務しなくなったこと、また、高齢化も相まって、医師の確保が非常に難しい状況下にあることを御理解いただきたいと思います。

病院事業局の経営改善のためには、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解が不可欠であります。今後とも御協力をお願いいたします。

石原管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員から、職員の意識改革に関する取り組みは行われているのかとの質問に対し、研修は行ってはいないが、医師を対象とした医局会議を3病院で実施し、橘病院に関しては各部門の責任者も含めての会議となった。また、リハビリテーション科、放射線科の職員を対象とした会議も実施したとの答弁でありました。

次に、増収対策について、具体的な方策はあるのかとの質問に対して、東和病院の患者数及び診療単価のアップを図っていき、令和3年度中に予定をしていた一般病床の類上げを、令和2年度に前倒しができるように取り組みたい。また、医療機関・介護施設間の連携をより強固なものにしていき、3病院を利用していただくことが増収につながることから、職員の意識改革のもと、接遇面においてもさらなるレベルアップを図りたいとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました、議案第1号の所管部分から議案第4号まで並びに議案第9号に対する審査内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部からの説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第5号、議案第7号、議案第8号につきまして、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算についてでございます。

生活衛生課関係について、委員より、若者定住促進住宅の修繕費は、令和元年度に建築した4棟に対してのものか。また、1期工事分と同じものを建設すれば設計費の節約になるのではないかとの質問に対し、修繕費は、令和元年度に建築した4棟に対する緊急的な修繕に充てるもので、現在修繕の予定はない。建築設計については、最小限に抑えて予算計上しているとの答弁でした。

若者定住促進住宅の次回の応募要件は、第1期の募集要件と同じかとの質問に対し、同じであると考えているとの答弁でした。

急速充電器施設の解体とはとの質問に対し、設置業者の倒産により破産管財人と協議を行ったが、金銭が残っておらず、町へ無償譲渡を受けて撤去を検討しているとの答弁でした。

委員より、若者定住促進住宅の募集要件について、若者定住の意義を考えると、4棟建築するのであれば、2棟は町外の方を優先にする等の検討をいただきたい。また、急速充電器施設に限らず、現在、太陽光パネルの屋根貸し等、多くの施設で行っているが、安易に設置させず、リスクについても十分検証した上で行う必要があるとの意見がありました。

そのほか、ごみ袋の販売手数料の質問がありました。

次に、商工観光課の関係では、委員より、片添ヶ浜海浜公園の施設利用料について、町を経由せず、直接再委託先の収入とすることはできないのかとの質問に対し、山口県からの指定管理を町が受け、それを再委託している。町が指定管理者のため、使用料収入は一旦町会計に入れ、それを再委託先へ支出する形をとっているとの答弁でした。

ゆめはな開花プロジェクトについて、エコツーリズムなど自然体験の発展に対応するための組織をつくってはどうかとの質問に対し、各課それぞれで対応しているところがあり、全体的な見直しが必要であるとの答弁でした。

白木公有地整備はどのような工事を予定しているのかとの質問に対し、遊具設置のほか、公園整備、既存遊具等の解体・撤去工事を予定しているとの答弁でした。

体験型交流推進協議会の修学旅行受け入れについて、新型コロナウイルスの影響は出ていない

かとの質問に対し、春に受け入れを予定していた2校が秋に延期することとなったとの答弁でした。

次に、農林課の関係では、委員より、周防大島アワサング協議会の今後はこの質問に対し、アワサングを中心とした協議会として立ち上げていたが、白木半島全域の活動事業となっており、今後、協議会自体について考える必要があるとの答弁でした。

ため池の管理は関係者が管理するのが本来だが、それができなくなっている。ため池の管理を町として今後どのように進めていくのかとの質問に対し、町内には台帳上588カ所のため池がある。そのうち、防災重点ため池は24カ所、危険ため池はない。ため池の管理は、所有者または管理者が行うこととなっており、町としては所有者または管理者に管理をお願いする。

平成30年7月豪雨等により、多くのため池が被災し被害が発生している。このため、ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、令和元年7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、ため池の所有者または管理者は届け出が必要となった。町はその届出書により、所有者または管理者に対して適正な管理をお願いしていくとの答弁でした。

鳥獣害防止施設等整備事業の新しい取り組みはこの質問に対し、アナグマを有害鳥獣に指定し、捕獲に取り組んでいくとの答弁でした。

そのほか、農業委員は何人で、推進委員は何人かとの質問に対して、農業委員は14名で、推進委員は21名であるとの答弁でした。

次に、水産課の関係では、委員より、漁業の担い手支援事業はどのようなものかとの質問に対し、漁業の収益性向上や共同経営化、法人化、雇用拡大に取り組む新たな漁業経営体に対して支援を行うものとの答弁でした。

地域おこし協力隊について、どういった目標・成果を目指すのか。また、任期終了後はどうするのかとの質問に対し、目に見える具体的な成果を求めていく。任期終了後は定住し、事業を展開していく予定であるとの答弁でした。

次に、建設課の関係について、委員より、大島地区戸田の赤石橋改築工事の内容はこの質問に対し、橋の撤去と新たに交差点をつくる道路改良である。赤石橋近くで県道と接続することにしてしたが、交差点を設けるにはバス停が近過ぎるため、バス停から適切な距離をとった小松方面に交差点を設けることで進めているとの答弁でした。

町道真宮線道路改良事業の内容と事業実施理由は何かとの質問に対して、周防大島高校の校門までの町道が狭く、登下校時の生徒の通行の安全を確保するため、現在、山口県がバイパス道路事業を実施中であり、これに合わせる形で拡幅する。県道と町道の交差点部分は山口県が改良工事を行うとの答弁でした。

次に、議案第5号簡易水道事業特別会計予算について、委員より、火災保険料に神浦ポンプ所

が計上されている理由はどの質問に対して、神浦から浮島へ送水するためのポンプ所を新設しており、その建物、機器に対する保険料であるとの答弁がございました。

柳井市への負担金の内訳はどうなっているのかとの質問に対して、柳井市の受託業者への窓口業務を委託するにあたり、柳井市水道課の庁舎の維持管理費を一部負担するもので、負担割合は給水人口割で38%であるとの答弁がございました。

次に、議案第7号水道事業特別会計予算について、委員より、自己水源を利用できることが確認できたが、他市町の応援が期待できない場合を想定して、給水所の設置箇所、給水・運搬方法などの新しい計画を立てる必要があるのではないかと質問に対して、給水タンクや組立式の給水タンクを計画的に調達する必要があると考える。水を運ぶ手段として、ポリタンク等による運搬で対応し、有事の際は平成30年の断水時よりきめ細やかな対応ができる方向で考えていきたいとの答弁でした。

柳井市への負担割合が38%ということだが、簡易水道人口を含めての数字かとの質問に対し、簡易水道人口を含めた数字であるとの答弁でした。

委員より、南海トラフ地震が起きた場合、近県からの応援は期待できない。島内で対応する方法を考える必要があるのではないかと。また、柳井市へ窓口業務を委託するにあたり、手続等、困惑することのないようにしていただきたいとの意見がございました。

次に、議案第8号下水道事業特別会計予算について、委員より、公営企業会計を導入する意義、目的は何かとの質問に対し、総務省から集中取組期間として移行を要請されたこともあるが、人口減少等により経営悪化が予想されるため企業会計に移行し、財務諸表等により、現状の把握と収支の状況を明らかにすることだと考えているとの答弁でした。

予算書によると実際の収益（使用料収入）は非常に少なく、将来への大きな負担となるのではないかと。下水道事業について、収益を上げる、または経費を下げる等の経営努力が必要だと考えるが、採算制を高める具体的な方策はあるのかとの質問に対し、久賀・大島処理区の下水道の一部供用開始は10月以降ということもあり、使用料収入が不透明なため予算書に反映していない。どれだけ接続していただけるかということもあるが、経営改善については、基本的に収入を上げ、支出を抑えるしかないと考えており、下水道への接続率を上げるためPRしていきたいとの答弁でした。

委員より、今後、人口が減少し、営業努力をしても使用料収入が増加することは見込めない。事業運営に関しては根本から見直す必要があると、このままでは将来に大きな負担を残すのではないかと。高齢者に関しては、大きな経済的負担を伴うもので接続に関して消極的であろう。加入率を上げるため、何らかの手段を講じる必要があるのではないかと意見がございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました、議案第1号の所管部分、議案第5号、議案第

7号、議案第8号に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

最初に、施政方針で椎木町長が述べられた国の経済状況にかみ合う形で討論したいと思います。

アベノミクスの成果について、町長は、下方リスクはあるが、地域に好循環の前向きの動きが生まれ始めていると評価されました。内閣府が3月9日に発表した、昨年10月から12月期の国内総生産、いわゆるGDPの改定値は、物価上昇率を除いた実質の経済成長率が昨年の7月から9月までの速報値がマイナス1.6だったのに対し、今回のこの3月9日に発表された改定ではマイナス1.8%に改定されました。このマイナス1.8%が1年間続くと仮定する年率換算では7.1%というとても大きな経済の落ち込みになります。

海外のメディアからは、日本の消費税の大失態と書いたのは、アメリカのウォール・ストリート・ジャーナル、最大の経済的愚策と書いたのは、イギリスのエコノミストなどもあります。

日本経済の5割から6割が、国民が買い物をするなどの個人消費が占めています。この個人消費の落ち込みと消費税の影響は、周防大島町民にも確実に及んでいます。

今回の消費税の値上げによって、本町でも保育料や給食の引き下げや介護保険料の第1段階から第3段階までの保険料の引き下げが行われ、社会保障に使われるとされています。

消費税は社会保障に使われるとありますが、実際には、社会保障の自然増分の予算が令和2年度も減額されれば、安倍政権になって8年連続で社会保障の自然増分が削られることになり、その額は1兆8,300億円にもなります。

本町の予算にも、国などからの繰り入れの中に、これらの影響が含まれます。さらに、2021年度からは、国は、全世代型社会保障改革と銘打って、社会保障分野の国民の負担を増やす計画と給付の削減をあらゆる世代で進めようとしています。例えば、診療報酬の連続マイナス改定、75歳以上の病院での窓口負担の原則2割負担、薬代の一定額までの全額個人負担、介護制度では、利用料の1割負担を2割負担に引き上げる対象者を広げる。要介護1と2の生活援

助を保険から外すことなど、多岐の世代にわたる社会保障の削減と負担増が検討されています。消費税の増税が社会保障のためというのは全く信用できません。今、必要なことは、町民の皆さんの懐を暖めることに、国も町も力を注ぐべきです。

その点で、アベノミクスは、国民、町民の所得も消費も増やさず、大企業や大資産家を潤しただけで、貧困と格差を広げただけでした。そこへ、消費税増税の打撃が加わり、新型コロナウイルスの影響がさらに加わり、経済を冷え込ませています。アベノミクスは中止し、消費税は5%に減税するなどして、日本経済と暮らしを立て直すことを求めたいと思います。

さて、令和2年度当初予算では、保育所完全無償化事業3,860万円は、国の財源の一部が消費税である点では賛成できませんが、町が一定の財源を支出し、全ての世帯の保育料を無償化するという点で保護者の要求に沿うものであり、子育て世代の暮らしを応援する福祉施策として賛成いたします。

ほかにも、若者定住住宅の促進など賛成できる予算もありますが、新たなものでは、会計任用制度の本格導入によって増額予算になっていますが、条例案の討論でも述べたとおり、働き方改革が叫ばれているときに、労働者の雇用が正規雇用であるべきはずなのに、臨時採用を増やし、それも1年限りで雇いどめができる制度をスタートさせるのは雇用形態の後退であり、賛成できません。

また、GIGAスクール構想についても、補正予算の討論で詳しく述べましたが、私は、子供たちがコンピューターに触れながら学習していくことそのものを全て否定するものではありません。しかし、今回のGIGAスクール構想は、教育の充実からすれば、優先順位も強い電磁波による子供たちへの健康上の影響をも考慮に入れていない政策であり、数年かけて整備されることとのことでしたけれども、その後の維持管理の費用は全て町の財政にかかってくることも考えれば、町の経済効果としてもあまり効果のないものとして反対します。

さらに、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費の負担金補助及び交付金の中にある個人番号カード等交付事業交付金967万6,000円について、内容が重要なので討論します。

これは、戸籍とナンバーカードの連動をさせるという説明でした。そもそもマイナンバー制度は、所得や資産、税、社会保障給付などの個人データを政府が一括して把握することで、社会保障給付の削減などを進めようとする狙いがあります。これを本格的に行おうとすれば、行政機関だけではなく金融機関等にも利用を広げることになり、所得や資産にとどまらず戸籍や病歴など、多くの個人情報本人の同意なしに広がってしまうリスクがあります。

マイナンバーカードの普及が全人口の15%にとどまっているというのは、こうした国民の不安を反映したものと思われます。令和2年度では、この戸籍とマイナンバーを連携させ、本人の同意なしにさまざまな個人情報が広がっていくことが心配されます。政府は、何としても、この

マイナンバーカードの普及を進めようとしていますけれども、国民、町民の不安に応えるものではなく、制度自体の廃止を求める立場からも、この予算にも反対をいたします。

その他、学校統合推進経費 8,693万1,000円にも反対です。

以上を主な理由として反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 賛成の立場で討論をいたします。

昨年12月からことし1月にかけて、無事、浮島・神浦間の海底送水管布設工事が完了いたしました。30年来の念願の工事で、議員の皆様におかれましては、昨年度の賛成をいただき、本当に感謝いたしております。残りの神浦の送水場と浮島の残りの部分の配管の工事の予算、ことし4,200万円つけていただきます。一日でも早い送水を望むものであります。

来年度一般会計、前年度比3.4%、金額にして4億9,200万円の減額予算になっておりますが、これは、合併特例債を活用した合併地域振興基金積立の完了及びプレミアム付き商品券発行事業の終了による減額とのことであり、地方交付税は1億円増額、地方消費税の増税分を5,000万円見込んでおります。不足分としての基金取り崩しによる繰入金1億6,200万円の増額にはなっていますが、町債発行額は3億2,600万円あまりの減額の14億9,000万円あまりとなっており、プライマリーバランスも3億6,600万円あまりの黒字になっていて、評価できると考えます。

歳出においては、定住対策、防災安全対策、健康づくりの重要課題に予算を組んでいることから、令和2年度の一般会計予算には大いに賛成いたします。

議員各位におかれましても、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和2年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

国民健康保険制度は、国保法第1条に明記されているとおり社会保障制度です。被保険者が国保税を出し合って成り立っている制度ではなく、社会保障制度です。憲法25条に書いてあるとおり、社会保障制度である限り、本来は国が責任を持って、その向上と増進に努めなければならないはずですが、国、厚労省は、2020年度から市町村の法定外繰入を徹底的に解消するため、都道府県と市町村に対して、保険者努力支援制度を使った新たなペナルティーを導入します。

これまで法定外の繰入解消を都道府県に対して予算は配分して、市町村への指導は都道府県に任せてきました。ところが、2020年度からは、法定外繰入を行った市町村に対して直接的に国が減点をし、予算を削減するという法定外繰入を行うところは、予算を削減するという地方自治体の本旨にも地方自治体の主体性をも無視した方法がとられることになっています。国保制度の向上と増進に努めなければならないはずの国が、全く逆の方向を向いています。

本町では、この数年間は、国保会計が黒字であるため、法定外繰入は行われておらず、また、赤字のときは基金を取り崩して調節をしています。しかし、基金を取り崩す方法には限界があり、これでは国保税の値上げを招くことは必至です。

また、国は、国保税の県単位化によって、県が定めた標準税率を全市町村に税率として押しつけることも狙っています。これでは、国民の皆さんの国保税がさらに高くなってしまいます。

都道府県知事会など地方団体が毎年のように国に対して要求している1兆円の財源を国保制度に投入し、国保税の均等割の廃止をすることや、法定の国庫負担割合を大幅に増やすことなしには根本的な解決はありません。

全国町村長会としても、国保に国からの財政の投入を要望していることも椎木町長から伺っています。しかし、残念ながら国保税が生活にのしかかる負担は軽くなりません。ぜひ、これをさらに強力な要望にさせていただくことを強く要求します。

国の財政的な支援が実現するまで、被保険者に対する高い国保税を、このままの状態にしておくことにも反対です。既に指摘してきたように、本町の国保税は、ほかの市町村と比べても高い税であり、暮らしに重くのしかかっています。

平生町では、2019年度に7,000万円の財政を投入して国保税の引き下げを行い、こと

し2020年度にも1億円の予算で国保税の引き下げ案が提案されていると伺っています。2年連続の引き下げです。本町でも、これまで要求してきたとおり均等割の廃止、または減免制度の創設など国保税の軽減を決断していくべきです。

2020年度の国保会計の予算では、そうした方針は一切反映されておらない予算であり反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今度は賛成討論をします。

介護保険については反対の部分がありますけれども、2020年度では介護保険料の第1段階から第3段階までの保険料の引き下げが行われます。このための財源については賛成できないものですが、この影響額が5,500万円あり、特に低所得者に対する介護保険料の軽減が行われるということで、大変福祉的にも前進であり、その点において賛成をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 令和2年度から窓口業務の一部民間委託などが行われ、そのことが盛り込まれた予算として反対いたします。

その理由として、12月議会で述べたとおり、水道という重要な公共施設を民間に一部任せる

ことそのものに反対であり、町民の個人情報の保護の観点からも反対です。

しかも、今回委託される業者の本家本元はフランスの大手多国籍企業であり、町内水道業者の育成、地元業者の優先とは全く縁のない委託先であり反対です。さらに、今回の一部民営化が、県東部の水道業の統合を目指す第一歩であるとしています。これは、柳井広域水道企業団に加盟する本町などの水道料が県内で飛び抜けて高い水道料になっていることに対して、根本的な解決には結びつかないものであり反対です。

一昨年の12月に、国会で強行採決された水道法の中身が、さらなる水道の広域化を市町村に押しつけ、民営化を進める法律であることから、この法律の中身が今回押しつけられたものとして、こういう流れにも反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 令和2年度から実施される予定の第1次の再編計画のうち、やすらぎ苑が介護医療院として存続されることには賛成をいたします。特に通所サービスを含めて、

これまでどおり存続していくことは大変いいことであり、賛成をいたします。

しかし、橘病院の19床の有床診療化について、橘地区の医療サービスの拠点が縮小されることになり、無床の診療化や病院そのものの廃止にも道を開く可能性のあるものとして反対です。また、引き続き、日本経営に各施設のコンサルティングの委託をするための予算1,584万円にも反対します。

誤解を恐れずに言うなら、公立の病院が赤字になるのは半ば当然であり、赤字であっても町民の健康を守るとりでとして存在するべきです。その経営を守る第一義的な責任は国にあるはずで、憲法25条は、そのことを明記していると思います。

その観点からしても、再編計画が辛うじて医療難民が出ないように修正はされたものの、昨年9月末時点では、数十人の医療難民を生む再編計画であったことに、あまり反省を感じているようには思えないというところでは、第2次の再編計画に対しても大きな不安を抱いています。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第20号

日程第11. 議案第21号

日程第12. 議案第22号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

日程第17. 議案第27号

日程第18. 議案第28号

日程第19. 議案第29号

日程第20. 議案第30号

日程第21. 議案第31号

日程第22. 議案第32号

日程第23. 議案第33号

日程第24. 議案第34号

日程第25. 議案第37号

日程第26. 議案第38号

日程第27. 議案第39号

日程第28. 議案第40号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止についてから日程第28、議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの19議案を一括上程し、これを議題とします。

3月4日の本会議において、質疑を全て終了しておりますので、これから討論を行います。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号周防大島町交通安全指導員設置条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号周防大島町印鑑条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町歴史民俗資料館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第29号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第30号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部を改正する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号周防大島町営住宅及び一般住宅条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号周防大島町水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例及び周防大島町立病院条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第29. 議案第42号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第42号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第42号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）に

つきまして、提案理由の説明を行います。

本日配付いたしました追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、3ページの第1表のとおり合計で5億353万4,000円と定めるものでございます。

小規模治山事業を始め、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、議案第42号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 繰越し理由を教えてくださいと思いますが、小規模治山事業、これは1,800万円全額だと思いますけど。それと、橘総合センター管理運営経費と、あと学校教育経費は、これはGIGAスクールの予算だろうと思いますけど、これは確認なんですけど、補正予算書では1億2,283万2,000円というふうになっていたと思うんですが、これはこの金額で間違いはないのか御確認の答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

小規模治山事業1,800万円につきましては、法面工事の落石防止網っていうんですか、ネットっていうんですか。それと、種子吹きつけ工において専門的な業者の手配が遅れたというか、ほかのところに回っていたので事業的に遅れたということが一番大きな原因です。災害復旧の形になります。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 最初に、橘総合センターの駐車場の浸水対策工事のことでございますけれども、こちらにつきましては、当初土木工事での入札を予定しておりましたが、9月末の本工事の測量調査設計書の完成によりまして、土木工事と営繕工事の分割発注が必要であることが判明いたしまして、設計書の見直しを行いました。この関係で入札契約手続等が遅れたことが主な要因となっております。

続きまして、GIGAスクールのほうの関係ですが、繰越額については、3月補正で計上させていただきました文部科学省のGIGAスクール構想に係る予算を、令和2年度に全額繰り越し

て事業実施するものでございますが、こちらにつきましては、小学校の通信ネットワーク管理業務の委託、工事、備品等に係る経費でございまして、合わせて1億2,676万5,000円でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 橋総合センターの土木と営繕に分割したのということなんですけど、要するに、発注形態の見直しで遅れたということで、これは中の事務的なことの遅れということなんで、通常あってはならないことだと思うんですが、発注形態を見直すというか、それは当然決まっている話で、なぜ分割したのか、予算を立てるときは一括発注だったのを途中で分割発注にしたと。それで、そんなに遅れるかなと思うんですけど、繰越しってというのはやむを得ない理由で、何らかの不可抗力とか、そういうので繰越しになるという理由があると思うんですけど、今の御説明じゃ、中の事務的な作業が遅れてという、それは理由にはならぬんじゃないかなと思うんですけど、分割発注したという合理的な理由がよくわからなかったんで、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。（「寮の建設工事も関係しちよるんやないん」と呼ぶ者あり）

○教育次長（永田 広幸君） 今、町長のほうからございましたけれども、隣接する周防大島高校の寄宿舎、こちらのほうが3月末までに完成するというところで、現場での工事が着手できなかったこと、こちらにつきましても繰越事業の理由の一つにはなろうかと思えます。

一点、なぜ分割発注が必要であったのかということにつきましては、周防大島町の建設営繕工事の積算マニュアル、これによりまして工事と営繕、どちらかいずれかの金額が300万円を超えたということで、それに従って見直しを行ったという経緯がございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その形態は、最初に予算を組むときからわかっているはずなんです金額も。それで予算を組んでいるんですから。

それと、寮の工事が遅れて3月末になったから、こっちの橋管理運営経費のほうが遅れるというんならわかるんですけど、寮の工事は、はじめから3月末までの工期だったと思うんですけど、それは、当初は3月末になることはわからなかったという理由になるんですか。それが直接的な繰越し理由ということになるんでしょうか。もう一度、説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） こちらにつきましては、周防大島高校の寄宿舎の工事が完成するというところにつきましては、3月末までかかるということは理解しておりましたけれども、本工事に係る新築工事の仮囲い、ガードフェンスとか、また、仮設事務所や資材置き場に使うというこ

とで、工事車両等が出入りする関係で、当該工事に係る進入路等の確保がちょっと難しくなったということが判明いたしまして、影響が出たという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） やはり繰越明許というのは、あくまでも単年度歳出予算、単年度主義の例外的な予算支出なわけで、部長が出て、こうなりましたと引っ込むんじゃないくて、やっぱり例外になった理由や背景などもきちんと説明していただく、そのための資料もつけていただくということも必要だと思うんです。私、3回目になるんですが、やっぱりそういう例外に対する説明というものが、とてもおざなりだなという感じがずっとしてきながら、毎年こういう質疑をしているような気がしているんですが、そういう面で、もう少し例外に対する説明を丁寧にしていただくということが必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 予算執行の面からいうと、繰越事業になるということは例外的なことだということは十分承知いたしております。

そこまできちんと細かく御説明をしようとする、それぞれに繰越理由は全部、当然ながら私もヒアリングする前段で、副町長のヒアリングもありますし、私のヒアリングもありますんで、当然なぜ繰越事業になるのかということは、きちんとチェックもしておりますし、当然ながら原課のほうから、それぞれに細かく繰越理由も出ております。

そういうことを全てつまびらかに説明しようとする、やはり今回の当初予算のように、委員会に付託いただいて、委員会の中できちんと審理いただくということでない、この本会議場で、例えば、そこに今も出ておりますが、9,260万円の道路新設改良事業というのは5件の繰越事業なんです。その5件の繰越事業を、一々全てを全部きちんと、何の理由で繰り越すんですよということ。さらに言えばほかにも、例えば、漁港施設の管理経費でも2カ所、それぞれにずっとたくさんあつて、まとめて繰り越すということもあります。

ですから、それを資料として出せというのであれば、それは資料は出せると思いますが、それよりも何よりも、もっと突っ込んだ繰越しのそれぞれの理由をつまびらかにするということになりますと、やはり、それぞれの委員会に付託してから議論いただくとか。

ただ、繰越事業自体は、私は、それはそこまでせんでもええよというわけじゃないんですが、そこまでやるとすると、今回のこれでも相当な額が出ますし、件数も相当件数になりますんで、できれば、そこをきちんと議論いただくということになれば、付託でもいただいて、それぞれの委員会で審議いただくのがいいのかなと思います。

もし、そうでなければ、このようなそれぞれの、ずっとたくさん資料がありますが、これを事前に配付するということが可能ではないかというふうに思いますんで、この議案配付のときに、

これをつけるんですか。議案配付のときに、繰越理由をもう少し、それぞれの事業ごとの繰越理由をつけるということは可能ではないかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第42号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30. 議案第43号

### 日程第31. 議案第44号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第43号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第31、議案第44号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 議案第43号及び議案第44号につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、最初に、議案第43号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明いたします。

別冊の補正予算書の5ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、7ページの第1表繰越明許費のとおり設備経費につきまして、533万7,000円と定めるものであります。

浮島地区海底送水管布設事業につきまして、浮島島内の配水管布設工事で、水産加工場に続く道路のコンクリート舗装復旧を施工するにあたり、迂回路がないためイワシ網漁の終了を待って着手せざるを得なかったため、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、議案第44号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、11ページの第1表繰越明許費のとおり東和片添地区公共下水道事業につきまして、5,571万円と定めるものでございます。

東和片添地区公共下水道事業につきましては、土質の条件に基づき工法採用した全回転方式圧入機が特殊な機械であり、圧入機の手配や調整に不測の日数を要したため年度内完了が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第43号及び議案第44号についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第43号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第44号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第43号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第44号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて令和2年第1回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時31分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 久保 雅己

署名議員 尾元 武